

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、本市が行う介護保険について必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条例は、本市が行う介護保険運営に必要な事項を定めたものであることを明確に位置づけたものである。よって、介護保険法のほか関係法令に定めがない限り、本市の行う介護保険については、本条例の規定が適用される。

【解説】

介護保険法の規定により、保険者である市町村ごとに条例を定めることとされている。

主な事項として、介護認定審査会の委員の定数、普通徴収にかかる保険料の納期、第1号被保険者に対する保険料率の算定等賦課徴収に関する事項、保険料の徴収猶予及び減免、罰則等がある。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の例による。

【趣旨】

本条例で用いる用語の意義を明らかにしたものである。この条例に使われている用語は、介護保険法で定義されているものと同様である。

(介護認定審査会の委員の定数)

第3条 法第14条の規定により設置される大和市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、63人以内とする。

【趣旨】

本条は、介護認定（要介護度）の審査判定業務を行うため、設置している介護認定審査会の委員の定数を定めたものである。

【解説】

「介護認定審査会」とは、被保険者の要介護状態を審査及び判定するため、市町村が設置するものである。審査会は、保健・医療・福祉の均衡に配慮し、各分野の専門家によって構成されている。本市には18の合議体があり1合議体5人の委員構成を基本としている。

(介護認定審査会の委員の任期)

第4条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。

【趣旨】

本条は、介護認定（要介護度）の審査判定業務を行うため、設置している介護認定審査会の委員の任期を定めたものである。

【解説】

令第6条第1項では、「委員の任期は、2年（委員の任期を2年を超え3年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間）とする。」と規定されている。本市では、委員改選に伴う事務負担の軽減等のため、委員の任期を3年とすることを本条で規定している。

(規則への委任)

第5条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

第1条の例外として、本市の介護保険運営に関するものの中でも、認定審査会に関しての必要な事項は、本条例ではなく規則（大和市介護認定審査会規則）の規定が適用されることを限定列挙している。

(保険料率)

第6条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者 35,009円
- (2) 令第39条第1項第1号ハ又はニに掲げる者 35,009円
- (3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 49,013円
- (4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 52,514円
- (5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,017円
- (6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,019円

(7) 次のいずれかに該当する者 77,020円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 84,022円

ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 105,028円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 115,531円

ア 合計所得金額が3,000,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 122,533円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 143,538円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 154,041円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 164,544円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（15） 次のいずれかに該当する者 178,548円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上25,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（16） 前各号のいずれにも該当しない者 210,057円

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、21,006円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、31,509円とする。

4 第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、49,014円とする。

【趣旨】

介護保険料は3年毎に見直すこととされており、本条は令和3年度から5年度までの第1号被保険者の保険料を定めたものである。また、第1号被保険者に賦課する介護保険料は、所得に応じて16段階に区分され、本条でその基準を定めている。

【解説】

<第1項関係>

第1号「介護保険法施行令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者」とは、生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の者である。（第1段階）

第2号「令第39条第1項第1号ハ又はニに掲げる者」とは、世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得は控除する）の合計が80万円以下の者である。（第2段階）

第3号「令第39条第1項第2号に掲げる者」とは、世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得は控除する）の合計が80万円超えて120万円以下の者である。（第3段階）

第4号「令第39条第1項第3号に掲げる者」とは、世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得は控除する）の合計が120万円を超えた者である。（第4段階）

第5号「令第39条第1項第4号に掲げる者」とは、世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税者であり、前年の課税年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得は控除する）の合計が、80万円以下の者である。（第5段階）

第6号「令第39条第1項第5号に掲げる者」とは、世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税者であり、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が、80万円を超えた者である。（第6段階）

第7号は、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、125万円未満の者である。（第7段階）

第8号は、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、125万円以上200万円未満の者である。（第8段階）

第9号は、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、200万円以上300万円未満の者である。（第9段階）

第10号は、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、300万円以上400万円未満の者である。（第10段階）

第11号は、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、400万円以上600万円未満の者である。（第11段階）

第12号は、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、600万円以上800万円未満の者である。（第12段階）

第13号は、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、800万円以上1,000万円未満の者である。（第13段階）

第14号は、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、1,000万円以上1,500万円未満の者である。（第14段階）

第15号は、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、1,500万円以上2,500万円未満の者である。（第15段階）

第16号は、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、2,500万円以上の者である。

(第16段階)

<第2項関係>

前項第1号及び第2号に定める保険料段階(第1段階、及び第2段階)の第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料は、公費による軽減(軽減率=0.2)により21,006円とすることを規定している。

<第3項関係>

前項第3号に定める保険料段階(第3段階)の第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料は、公費による軽減(軽減率=0.25)により31,509円とすることを規定している。

<第4項関係>

前項第4号に定める保険料段階(第4段階)の第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料は、公費による軽減(軽減率=0.05)により49,014円とすることを規定している。

(普通徴収に係る納期)

第7条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで
- 第6期 11月1日から同月30日まで
- 第7期 12月1日から同月31日まで
- 第8期 1月1日から同月31日まで
- 第9期 2月1日から同月末日まで
- 第10期 3月1日から同月31日まで

2 市長は、前項に規定する納期によることが困難であると認める第1号被保険者については、同項の規定にかかわらず、その納期を別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対して、当該別に定めた納期を通知しなければならない。

3 前2項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

【趣旨】

介護保険料の納付方法は年金から天引きされる特別徴収と納付書で納める普通徴収とがある。特別徴収の取り扱いは法令に明記されているが普通徴収は市町村が個別に徴収することから条例により納期を定める必要があり、本条によりこれらを規定している。

【解説】

<第1項関係>

「普通徴収」とは、市町村が納付義務者に納入の通知をすることによって、納付義務者から直接保険料を徴収することをいう。

<第2項関係>

「前項に規定する納期によることが困難であると認める第1号被保険者」とは、年度末に被保険者資格を取得するなどの事由が挙げられる。

<第3項関係>

普通徴収の納期ごとの分割金額に100円未満の端数金額が発生する場合には、その端数金額を最初の納期の分割金額に合算することを定めている。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)

第8条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割をもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に該当する者を除く。）、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

【趣旨】

第1号被保険者の保険料については、毎年賦課期日にその年度の保険料を決定することとされているが、この賦課期日以降、年度の途中で第1号被保険者の資格を取得、喪失等をした際は、改めて介護保険料の算定することとなるため、その計算方法について定めている。

【解説】

<第1項関係>

「保険料の賦課期日」とは、年度の初日（4月1日）である。

「保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合」とは、他市からの転入や65歳到達によるものが事例として挙げられる。

<第2項関係>

「保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合」とは、他市への転出や死亡によるものが事例として挙げられる。

<第3項関係>

賦課期日以後に生活保護を受給することになった場合、介護保険料は生活保護開始月の前月までは、それまでの賦課額を月割とし、以後は第6条第1項第1号に規定する額を月割とする。

（保険料の額の通知）

第9条 保険料の額を定めたときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

【趣旨】

第1号被保険者の介護保険料額については、前年の所得や世帯状況をもとに各市町村が決定する。介護保険料を賦課することは、第1号被保険者に対し、一定の負担を課すものであることから、保険料が決定された場合や金額が変更になった場合の通知を義務付けたものである。

（督促及び延滞金の徴収）

第10条 保険料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例（昭和39年大和市条例第3号）の定めるところによる。

【趣旨】

督促及び延滞金は、介護保険料を納期限までに納めた人と納めなかった人との間で不公平と

ならないように課するものであり、また、納期限までに保険料の納入を促す意義も有するものであることから、本条をもって督促及び延滞金の必要性を位置づけ、規定の所在を明らかにしている。

【解説】

「督促」とは、債務者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合に、その納付を催促する行為である。また、同時に延滞金を徴収し、又は滞納処分を行う際の前提要件となるものである。

(保険料の徴収猶予)

第11条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限ってその保険料の徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍害、霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその者の属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

【趣旨】

保険料は、賦課期日の現況によって年度の額が賦課され、また、保険料額の基礎となる市町

村民税は、前年の所得に応じて定められる。したがって、その後の負担能力に著しい変化があり、こうして算定された保険料額の支払いが困難となる場合もありうる。このため、本条は、こうした場合の保険料負担に配慮する観点から、執行猶予についての要件を限定列挙するとともに申請手続き等について定めたものである。また、執行猶予を受けるには、申請主義が適用されることを明らかにしている。

(保険料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかの要件に該当する納付義務者に対して、規則で定めるところにより、保険料を減免することができる。

(1) 前条第1項各号のいずれかの要件に該当する場合で、必要があると認められるとき。

(2) 令第39条第1項第1号(同号ロを除く。)、第2号又は第3号に掲げる者が納付すべき保険料について、その者の属する世帯の収入等の状況により当該保険料の全部を納付すると、その世帯の生計を維持することが困難であると認められるとき。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により当該期限までに申請することができないと認められる場合に限り、当該期限を経過した後においても申請することができる。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

【趣旨】

前条と同様の観点から、利用者負担軽減を目的として介護保険料の減免について定めたものである。減免が認められる要件については、徴収猶予のそれと同様である。また、こうした負担軽減を目的とした徴収猶予や減免は、賦課期日の世帯状況や前年の所得状況に応じた一定の判定基準から算出された公平性の原理の例外である主旨から、申請主義を前提とし、さらに減免については、減免が認められる要件から逸脱した際の申告を徹底している。

【趣旨】

<第1項第2号関係>

「令第39条第1項第1号(同号ロを除く。)、第2号又は第3号に掲げる者」に限定してい

るのは、減免制度が低所得者の救済措置であることを前提としているためである。

<第2項関係>

第2項ただし書き部分「ただし、やむを得ない事由により当該期限までに申請することができないと認められる場合」とは、法第63条に定める「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁され、その期間に係る保険給付の制限を受けている場合」とする。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人並びにその者の属する世帯の世帯主及び世帯員の所得状況その他市長が必要と認める事項を市長に申告しなければならない。ただし、当該第1号被保険者本人並びにその者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該第1号被保険者本人並びにその者の属する世帯の世帯主及び世帯員が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合には、この限りでない。

2 前項の規定による申告のない場合は、当該第1号被保険者は、令第39条第1項第1号イ(1)に規定する市町村民税世帯非課税者ではないものとみなして第6条の規定を適用する。

【趣旨】

第1号被保険者の介護保険料賦課決定に際し、第1号被保険者及び世帯員の所得状況等が必要となることからその申告方法を定めたものである。

【解説】

<第1項関係>

地方税法により、市町村民税の賦課決定に際しては、前年の所得等を記載した申告書を住民所在地の市町村長に提出することとされている。この賦課期日は、年度の初日の属する年の1月1日であることから、この申告をもって介護保険料の賦課決定に準用することを本条によって可能としている。

<第2項関係>

第1号被保険者及び世帯員に未申告の者がいる場合、市町村民税の課税状況等が確認できないため、市町村民税世帯非課税ではないものとみなして介護保険料の賦課決定するものと定めたものである。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条例に定めるもののほか、必要な事項は大和市介護保険条例施行規則で定めることを明らかにしたものである。

(罰則)

第15条 本市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)、又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

【趣旨】

法第12条に規定する第1号被保険者の資格の取得及び喪失に関する届出義務を徹底するとともに、その届出内容に偽りがあった場合は厳しく罰するとしている。

第16条 本市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

【趣旨】

前条に引き続き、罰則規定が適用される事項を限定列挙したものである。

【解説】

要介護状態区分の変更認定(法第30条第1項後段)、要介護認定の取消し(法第31条第1項後段)、要支援状態区分の変更認定(法第33条の3第1項後段)、要支援認定の取消し(法第34条第1項後段)、要介護認定等の手続きの特例(法第35条第6項後段)、保険料滞納者に係る支払方法変更の記載(法第66条第1項若しくは第2項)、医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止(法第68条第1項)に該当する際には、介護保険の円滑な運営のため、被保険者証の提出が必要となる。

第17条 本市は、正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対し

て答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し、100,000円以下の過料を科する。

【趣旨】

保険給付及び保険料に関して、文書その他の物件の提出若しくは提示、又は答弁が必要であると認められる場合は、その必要性から強制力が高く、本条によって提出若しくは提示、又は答弁を義務付けている。

第18条 本市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

【趣旨】

第1号被保険者は保険者である市町村に介護保険料を納めなければならない、その徴収は、正当な理由がない限り免れることができない。よって、偽りや不正の行為によりその徴収を免れた場合は、本条によって厳格に罰している。

第19条 第15条から第18条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第15条から第18条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

【趣旨】

第15条から第18条による罰則規定に該当する場合の、過料の額の決定方法及び納期限を定めたものである。